

令和6年第3回美幌町議会定例会会議録

令和6年3月 5日 開会
令和6年3月21日 閉会

令和6年3月21日 第10号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 37 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
〔小中学校エアコン設置電気設備工事その 1 設計変更に伴う
契約額の変更〕
- 追加日程第 2 議案第 38 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
〔小中学校エアコン設置電気設備工事その 2 設計変更に伴う
契約額の変更〕
- 追加日程第 3 議案第 39 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
〔小中学校エアコン設置機械設備工事その 1 設計変更に伴う
契約額の変更〕
- 追加日程第 4 議案第 40 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
〔小中学校エアコン設置機械設備工事その 2 設計変更に伴う
契約額の変更〕
- 追加日程第 5 議案第 41 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算（第 15 号）について

○議事日程

- 日程第 3 意見書案第 1 号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村
基本法改正等に関する意見書について
- 日程第 4 報告第 3 号 定期監査報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 例月出納検査報告について（11 月～1 月分）
- 日程第 6 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	木 村 利 昭 君	副議長	2 番	馬 場 博 美 君
3 番	横 山 清 美 君		4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	宮 崎 奈津江 君		6 番	上 杉 晃 央 君
7 番	稲 垣 淳 一 君		8 番	藤 原 公 一 君
9 番	伊 藤 伸 司 君		10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	大 江 道 男 君		12 番	松 浦 和 浩 君
13 番	大 原 昇 君	議 長	14 番	戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育 委 員 矢 萩 浩 君

監 査 委 員 西 村 与志博 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	那 須 清 二 君
町 民 生 活 部 長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	遠 國 求 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者	田 中 三智雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	多 田 敏 明 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
地方創生担当主幹 デジタル推進主幹	竹 下 護 君	財 務 課 長	吉 田 善 一 君
町 民 活 動 課 長	佐久間 大 樹 君	戸 籍 保 険 課 長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 齊 君
税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君
児 童 支 援 主 幹	大 内 直 樹 君	保 健 福 祉 課 長	立 花 良 行 君
農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長			
農 業 振 興 主 幹	午 来 博 君	商 工 観 光 課 長	鶴 田 雅 規 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君	建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
建 築 技 術 主 幹	廣 田 吉 輝 君	環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸 君
上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君
地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 静 思 君
教 育 部 長	遠 藤 明 君	学 校 教 育 課 長	中 尾 亘 君
学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君	社 会 教 育 課 長	浅 野 謙 司 君
ス ポー ツ 振 興 課 長	弓 山 俊 君	博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 室 保 男 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	小 室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
庶 務 係	金 子 未 准 君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回美幌町議会定例会第17日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番藤原公一さん、9番伊藤伸司さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第13号から
議案第36号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第2 議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから議案第36号令和6年度美幌町病院事業会計予算についてまで、以上の24件を議題とします。

会派等審議のため、暫時休憩いたします。

再開は、13時30分をめどとしますが、審議の状況に応じて再開することになりますので、御了承願います。

午前10時 1分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第29号令和6年度美幌町一般会計予算について、町長から発言の申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） ただいま、発言のお許しをいただきましたので、戸澤議長に感謝申し上げ、発言させていただきます。

新年度、令和6年度の一般会計予算について、いろいろ審議をいただきましたが、その中で、みどりの村の再整備につきましては、再整備に係る事前説明、予算に対する内容や説明が不十分であったことをおわび申し上げます。

今回、多くの議員の皆様から意見をいただいたことをしっかり受け止めた中で、みどりの村の再整備を進めてまいりたいと考えております。

今後、進めるに当たっては、関係者、利用する方々、それから町民の方々の意見をしっかり聞き、再度、基本構想の精度を高め、基本計画や基本設計を作成した時点で、議会の皆様に御説明させていただき、御理解をいただいた上で実施設計に移っていきたいと考えております。

あわせて、皆様方には、要所要所においてきちんと説明をさせていただき、御理解をいただいた上で進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、これから美幌町が誇れる憩いの場、交流の場として利用される方に提供できるよう、みどりの村の持つ自然環境や関

わる人的資源のポテンシャルを最大限に生かした再整備をいたしたく、ただいま御説明のとおり、議員の皆様のご協力、御理解をいただいた上で進めたいと思いますので、どうか予算については、御協賛を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、令和6年度関連議案の採決を行います。

議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第14号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第15号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第16号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第17号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第18号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第19号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第20号美幌

町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第21号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第22号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第23号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第24号美幌町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第25号美幌町網走川中央地区畑地かんがい用水施設条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第26号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第27号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第28号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第29号令和6年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第30号令和6年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第31号令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第32号令和6年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第33号令和6年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第34号令和6年度美幌町公共下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第35号令和6年度美幌町個別排水処理事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 議案第36号令和6年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は14時15分とします。

午後1時43分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（戸澤義典君） 休憩中に議会運営委員会を開きましたので、その結果について委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 先ほど議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告します。

町長から追加議案として、議案第37号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてのほか3件、及び議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について、以上の5件が提出されましたので、日程に追加し直ちに審議することといたしました。

議員各位及び行政職員の皆さんの御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会の委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、議案第37号工事請負契約の締結についての議決の一部変更につ

いてのほか3件、及び議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について、以上の5件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1から追加日程第5として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてのほか3件、及び議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について、以上の5件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1から追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 提出されました追加議案について、町長から概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 本定例会に追加して御提案いたします議案について、御説明を申し上げます。

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について。

議案第37号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてから議案第40号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてまでの4議案につきましては、令和6年2月22日議決の小中学校エアコン電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約の締結について、工期延長に伴う契約金額の変更について議決をいただきたいのであります。

令和5年度会計補正予算について。

議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）につきましては、スクールバスの修繕料として121万9,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

◎追加日程第１ 議案第３７号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第１ 議案第３７号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 追加議案書の２ページになります。

議案第３７号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和６年２月２２日議決の小中学校エアコン設置電気設備工事その１に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

このたびのエアコン設置工事は、小中学校を二つのブロックに分けた中で、電気設備工事と機械設備工事の２分割により発注しているところでございます。

令和５年度の国の補正予算を活用した取組となるため、本年度中の工期が大前提となりますが、整備完了までの期間が短過ぎることから、本定例会の第１日目、令和５年度美幌町一般会計補正予算（第１４号）において、翌年度へ予算額を繰り越す繰越明許費の補正をお認めいただいたところであります。

つきましては、工期を本年９月まで延長するため、変更契約を締結するものでございます。

今後、７月末までの稼働に向けて準備を進めてまいります。機器の稼働後に詳細な試運転調整や能力確認のためのデータを取り、工事成果品の整備に要する時間を考慮しまして、工期を９月まで設けておりま

すので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、この後に御提案いたします議案第３８号、３９号、４０号につきましても工期は同様の内容となりますので、よろしくお願いいたします。

では、記以下でございます。

変更する事項として、契約金額を５,０９３万円から７６４万５,０００円増額し、５,８５７万５,０００円とします。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽１８４番地１２、株式会社電建美幌支店、支店長、飯坂伸一でございます。

契約の概要として、工期を令和６年９月２４日まで延長することに伴う諸経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の増であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君） 今は議案第３７号ですね。（「はい」と発言する者あり）

申し訳ないけれども、３８号、３９号、４０号ですか。共通したという意味で、この３７号でお聞きします。

この工事は、いろいろな諸般の事情があって、最終的な予測がついたと、私個人は思っていました。

ただ、実質、実質ですよ。実質、工期という言葉を使わせてもらって、２月２２日に締結していますけれども、このときでさえ、あえて言えば、現場管理費の部類ですが、施工計画書程度しかやっていないはずなのです。私の予想では。

というのは、実質、学校へ行って、建物の中にバリケードを張っているわけではない。そのようなことを考えたら、私が言う実質工期というのは、何も変わらない話だろうかと想定したものですから。

それで、直接工事費という言葉がないも

のですから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の根拠を後でいいのでお示しいただけるでしょうか。

後でいいからお示しできるでしょうかという問いかけです。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） ただいま御質問いただきました内容につきましては、後ほど資料を提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） しつこいようでありますけれども、議会が終わった後でも、速やかにお示してください。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第37号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第38号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第2 議案第38号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 追加議案書3ページになります。

議案第38号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和6年2月22日議決の小中学校エアコン設置電気設備工事その2に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

変更する事項として、契約金額を6,303万円から871万2,000円を増額し、7,174万2,000円といたします。

契約の相手方は、網走郡美幌町字東3条北3丁目9番地1、有限会社北新電設代表取締役乙武俊広でございます。

変更の概要として、工期を令和6年9月24日まで延長することに伴う諸経費の増であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第39号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第3 議案第39号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 追加議案書の4ページになります。

議案第39号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和6年2月22日議決の小中学校エアコン設置機械設備工事その1に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

変更する事項として、契約金額を7,183万円から976万8,000円を増額し、8,159万8,000円といたします。

契約の相手方は、網走郡美幌町字仲町1丁目15番地、株式会社オホーツク設備代表取締役高橋清将でございます。

変更の概要として、工期を令和6年9月24日まで延長することに伴う諸経費の増であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案第40号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第4 議案第40号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 追加議案書5ページになります。

議案第40号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和6年2月22日議決の小中学校エアコン設置機械設備工事その2に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

変更する事項として、契約金額を7,975万円から1,035万1,000円を増額し、9,010万1,000円といたします。

契約の相手方は、網走郡美幌町字仲町1丁目143番地、株式会社四ツ輪工業代表取締役横山秀喜でございます。

変更の概要として、工期を令和6年9月24日まで延長することに伴う諸経費の増であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく

お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 議案第41号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第5 議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 追加議案書の7ページになります。

議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、スクールバスのエンジン等の故障による修繕のため、所要額を予算計上しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,734万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、16、17ページをお開き願います。

3、歳出。

10款教育費、2項、1目学校管理費、2、小学校スクールバス運行事業費の増、修繕料121万9,000円につきましては、平成15年購入の45人乗りスクールバスにおいて、3月5日、運行後の点検で、エンジン付近から水漏れが発生しており、エンジン内シリンダーヘッド、ガasketの破損及びクラッチの劣化を確認したことから、新学期からの運行に備え、修繕を実施するものです。

なお、3学期中、3月22日までは、代替バスによる運行で対応いたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、14、15ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金121万9,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、追加議案参考資料の3ページ、資料1に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思い

ます。

以上、議案第41号につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、説明を受けました。

まず1点目は、直営バスなのか、あるいは民間のバスなのか。

そして、代替バスということで、これも直営でやるのか、あるいは民間のバスでやるのか。

例えば、民間であれば、費用が発生するかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 学校給食課長。

○学校給食課長（片平英樹君） お答えします。

まず、直営か民営かということですが、これも、これは委託しているバスであります。町のバスを民間業者に委託しているものであります。

次に、代替バスですが、代替バスについても、貸切バスを借りて運行しております。

費用は、1日当たり5万円かかるのですが、これについては、このような故障に備えて、代替バス分として予算措置し対応しております。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） そうすると、例えば、民間で代替バスを出してくれても、予算に影響はないということでよろしいですね。

それと、直すのは3月の二十何日まででしたか。この代替バスを出すので、子供たちへの影響は別に何もないと考えてよろしいですね。再確認です。

○議長（戸澤義典君） 学校給食課長。

○学校給食課長（片平英樹君） 故障した

翌日から代替バスを運行しておりますので、費用はかかりますけれども、児童生徒に影響はないと考えております。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 納得しそうだったのですけれども、また費用がかかるかどうか。

先ほど、予算の関係で影響はないよと聞いたのですけれども、費用がかさむという言い方をされたので、何がまたどのようなになっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 大変失礼いたしました。

故障した次の日から代替バスを運行しておりますが、費用につきましては、代替バス用として当初予算で組んでおりますので、1日5万円の支払いはしております。

ただ、明日が終業式となりますので、明日をもって代替バスの運行はしなくなりまし、予算をお認めいただけましたら、明日以降、今年度中に修理するということで、業者にも確認を取っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第15号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 意見書案第1号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、本意見書案を採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先へ送付することといたします。

◎日程第4 報告第3号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 報告第3号定期監査報告について。

配付したとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第3号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第5 報告第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 報告第4号例月出納検査報告について（11月分から1月分）。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第4号例月出納検査報告について（11月から1月分）は、これで終わります。

◎日程第6 閉会中の継続調査

○議長（戸澤義典君） 日程第6 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時39分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員